

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- …（同）…

告示

●東京都告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年十月二十日	国立市中三丁目十一番三十四の四の二、同番四十六及び同番四十八から同番五十までの各一部	延長 二四・〇〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第二十号

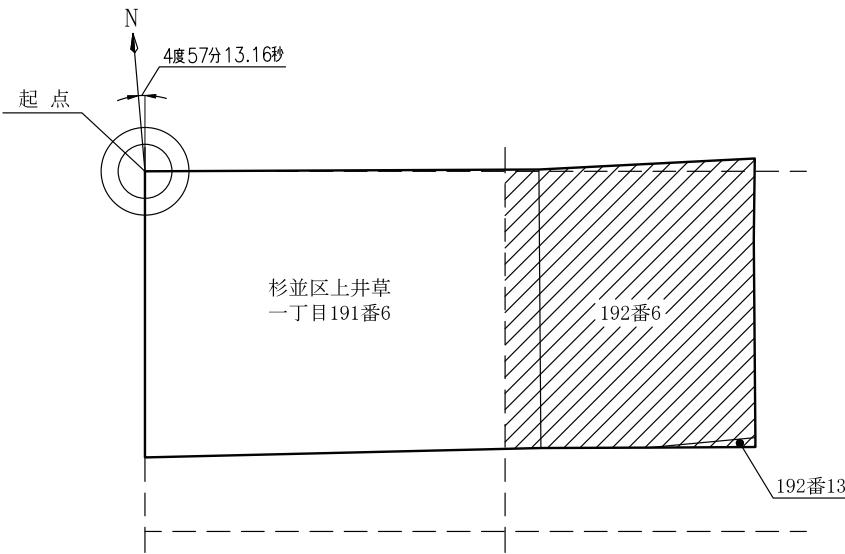
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（杉並区上井草一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

【起点】

起点は、杉並区上井草一丁目191番6の最北端とする。

【格子の回転角度(4度57分13.16秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十一号

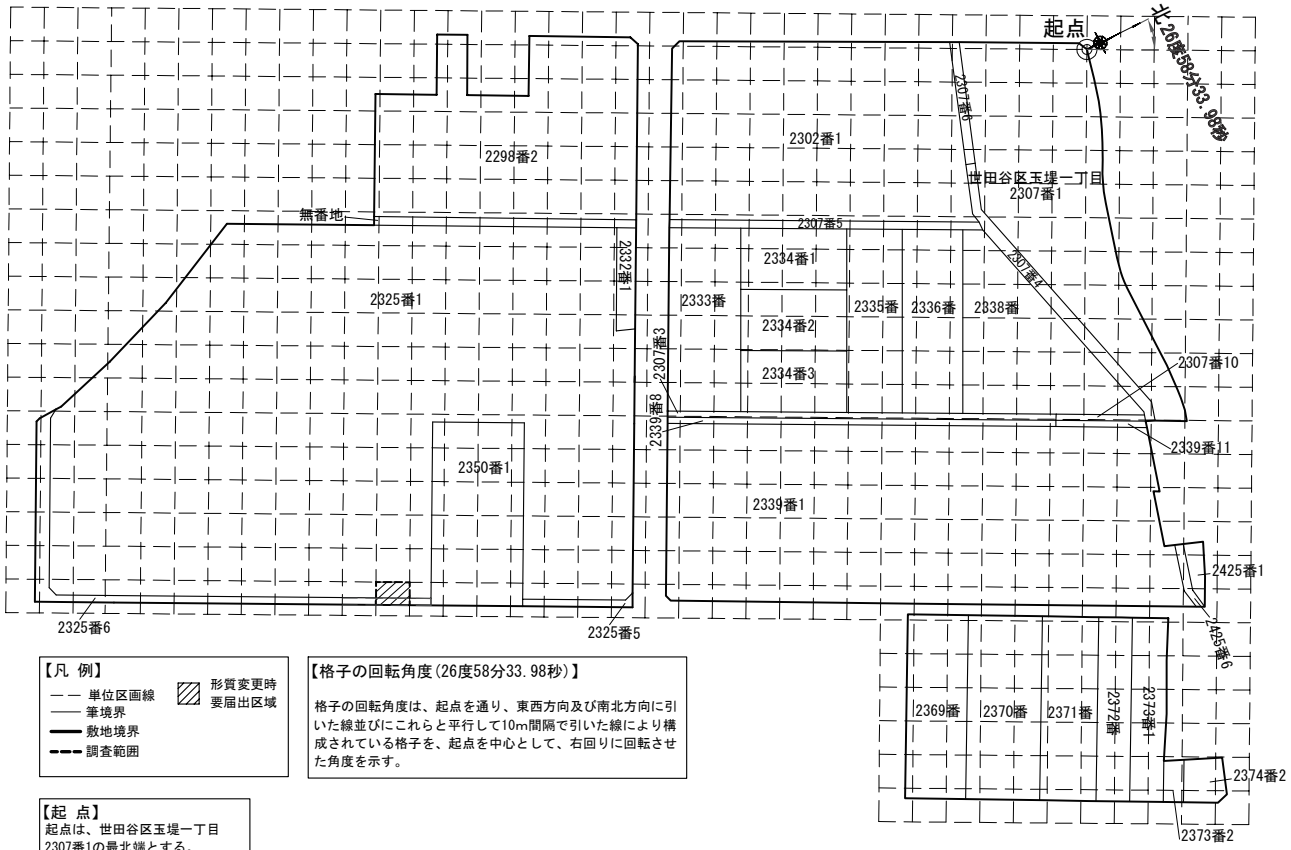
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区玉堤一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八十七号に
 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和七年一月十六日

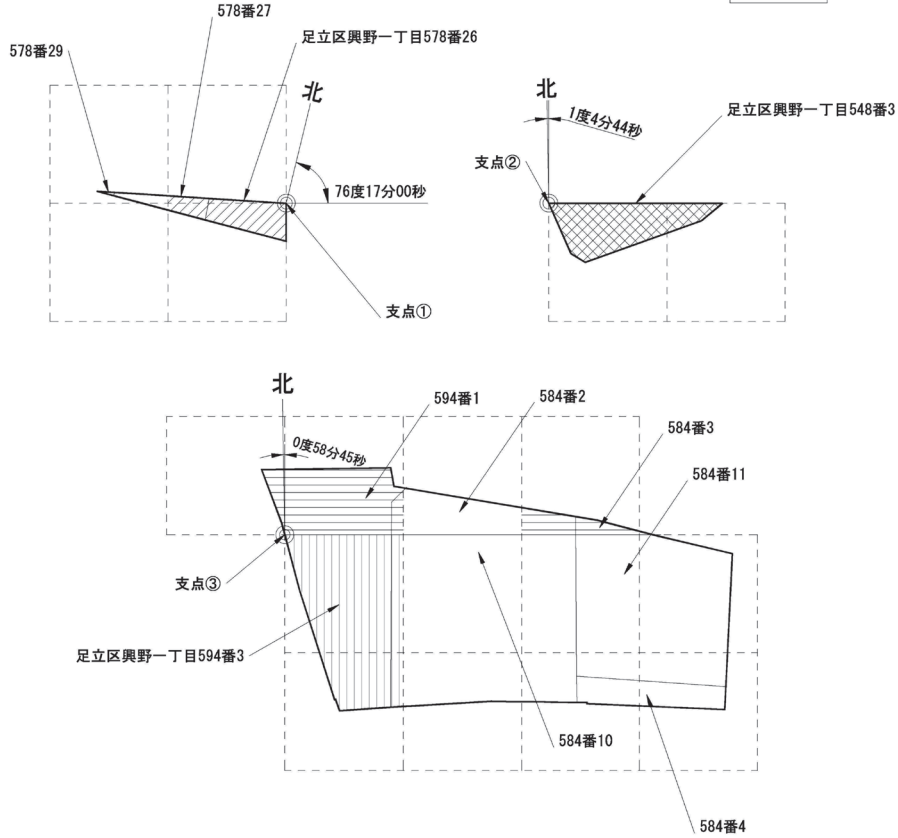
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区興野一丁
 目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第701号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

【支点】

- 支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
- 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。
- 支点③：足立区興野一丁目594番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
- 支点①：76度17分00秒
 - 支点②：1度4分44秒
 - 支点③：0度58分45秒

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

